

(6) 被保険者記録の整備

これまで、58歳に到達した方に年金加入記録の事前通知を実施し、あらかじめ年金裁定時まで、複数の基礎年金番号や年金手帳記号番号を付与されている場合、1人1番号化となるよう記録の確認・整備を行っているが、さらに、資格取得時の基礎年金番号の重複払い出し防止を徹底するとともに、35歳時点において過去の年金加入記録を通知し、年金加入記録の整備を実施する（平成18年度実施）。また、システム刷新時におけるデータ体系簡素化の準備段階において、被保険者記録データベースの整合性の確認を行う。これにより、年金裁定時の受給権者の手続きに関する負担を軽減する。

(7) 業務品質の向上

ア 業務処理の標準化

業務品質の向上を図るため、届書の審査時の留意点や判断基準等を含む全国統一の業務処理基準を作成し、業務処理マニュアルとして取りまとめ、職員研修等を通じて徹底する。平成17年度中に整備した業務処理マニュアルによる業務運用を平成18年度に実施する。さらに、システム刷新による業務処理マニュアルの抜本的改訂を平成21年度より行い、平成22年度から改訂された業務処理マニュアルによる業務運用を実施する。これにより業務処理の標準化を図る。

イ 業務ノウハウ共有化の仕組みの構築

個人が保有している業務ノウハウを組織として活用するために、業務ノウハウの共有化の仕組みを構築する。平成18年度より、ノウハウを管理する部門の体制を整備した上で順次、業務ノウハウの蓄積・データベース化に取り組む。さらに、平成19年度の社会保険庁LAN端末一人一台化に合わせて、ネットワークによる業務ノウハウの蓄積・共有・活用の仕組みを構築する。

ウ 業務研修の拡充

これまで社会保険大学校において実施している集合教育に加えて、平成18年度より業務知識レベルアップのための通信教育を導入する。また、府省共通業務・システムである「研修・啓発業務」の最適化に伴い構築されるシステムの活用に向けた検討を行う。これにより、業務研修の充実を図る。

(8) データセンターの統合

現在、3カ所で分散運用しているセンター機能について、平成19年度までに記録管理

システム及び基礎年金番号管理システムの運用を行う 2カ所のデータセンターを統合する。さらに、平成 22 年度までに、統合後のセンター機能を年金給付システムの運用を行うデータセンターに統合させることについて、受け入れ準備を含め検討し、実施する。

(9) 記録管理システム及び基礎年金番号管理システムのオープン化

記録管理システムと基礎年金番号管理システムについては、平成 22 年度までに業務改革内容に対応したデータ体系と業務処理体系の見直しを行った上で、保険料記録等のデータベースを保持する部分以外はオープンシステム上に、保険料記録のデータベースを保持する部分はメインフレーム上に再構築することを前提とするが、オープンシステムの信頼性・安全性に関する今後の動向を注視して、さらにオープンシステム化が図られるか検討を行う。

これらにより、データ通信サービス契約から脱却する。

なお、年金給付システムについては、今回の最適化の実施状況を踏まえて、引き続き最適化の第二段階としてオープン化するための準備を進める。

記録管理システムと基礎年金番号管理システムのオープン化に当たっては、記録管理システム及び年金給付システムの周辺サーバーを含めたシステム構成の見直し、社会保険事務所等との接続に関する年金給付システムとの役割分担の見直し等を行い、最適化を実施する。

ア データ体系の簡素化

現行の基礎年金番号システムにおいて管理している基礎年金番号及び被保険者に関する情報と、現行の記録管理システムにおいて、国民年金、厚生年金保険及び船員保険の制度毎に管理している被保険者の情報を統合すること等により、データ体系の簡素化を図る。データ体系の簡素化にあたっては、第二段階の年金給付システムのオープン化も視野に入れた検討を行う。

イ ソフトウェア構成の簡素化

届書、通知書、画面および帳票の廃止・統合を行い、ソフトウェア構成の簡素化を図ることにより、再構築経費を抑制するとともに、再構築後の運用経費節減を図る。

政府管掌健康保険制度に係わる業務については、「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」の最終報告の内容に沿って政府管掌健康保険公法人の分離の方向性を前提とし、健康保険に係わる給付業務は政府管掌健康保険公法人で実施し、適用・徴収業務については年金新組織で実施するという役割分担による検討を進める。

(10) ハードウェア資源の集約及び有効活用

ア 記録管理システムの集約

記録管理システムのメインフレームについては、平成 19 年度までに最新機種への更改と集約を実施し、併せて運用時間を延長して夜間にも業務処理を行うことができるように運用形態を見直し、経費節減を図る。

記録管理システムの周辺サーバーについては、機能分担等を整理した上で平成 20 年度までに最新機種への更改と集約を実施する。

イ 年金給付システムの集約

年金給付システムのメインフレームについては、平成 20 年度までに、最新機種への更改と集約を実施し、ハードウェア資源の節約を図る。併せて一般競争入札導入の可能性を検討するなど調達形態および管理運営方法等の見直しによって経費削減に努める。

年金給付システムの周辺サーバーについては、機能分担等を整理した上で平成 20 年度までに、最新機種への更改と集約を実施する。

(11) 端末資源の汎用化・共通化

社会保険事務所等に設置されている社会保険業務用専用端末およびプリンターについては、平成 19 年度までに、一部の特殊帳票を出力するためのプリンター等を除き汎用品に更改することにより経費節減を図るとともに、セキュリティに十分配慮した上で社会保険業務用の端末を社会保険庁 LAN の端末としても利用できるようにすることで社会保険庁 LAN 端末の一人一台化を実現する。

平成 22 年度までに、汎用品化された社会保険業務端末と年金給付システムの接続の可能性について検討する。

(12) 運用監視等業務の統合化

記録管理システム及び基礎年金番号管理システムを運用している 2 カ所のデータセンターでそれぞれ分散実施されているシステム運用監視業務を統合により削減する。年金給付システムを含めたシステム運用監視機能の統合に関して、最適化第二段階での年金給付システムのオープン化に備えた検討を行う。

(13) 社会保険と労働保険の徴収事務の一元化

ア 徴収事務一元化の推進

これまで、社会保険事務所に社会保険・労働保険徴収事務センターを設置し、保険料算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付等の事務を実施しているが、さらに、以下の取り組みについて、平成 18 年度実施を検討する。

- ・ 社会保険・労働保険徴収事務センターで受け付けられる労働保険の届書の範囲を拡大する。
- ・ 社会保険と労働保険の双方の保険料を滞納している事業所に係る納付督促を社会保険の職員が実施する。
- ・ 双方の調査対象事業所に係る共同調査を労働保険の職員が実施する。
- ・ 事業所説明会の開催時期を統一する。

イ 事業所（事業場）情報の相互参照事務の効率化

社会保険と労働保険とで対象とする事業所（事業場）の範囲等が異なるため、社会保険に係るシステムと労働保険に係るシステムとでは異なる事業所(事業場) コード体系を使用している。事業所（事業場）情報の相互参照事務を効率化するため、将来の事業所（事業場）コードの共通化に向けた検討を進めるとともに、記録管理システムオープン化後のシステムでは法人コードを記録することを検討する。

(14) 厚生労働省ネットワーク（共通システム）の利用に基づくネットワーク資源の共有化・共通化

社会保険組織内で情報を共有するため結んでいる社会保険庁 LAN 及び社会保険オンラインシステムの業務用として結んでいるネットワークのうち周辺サーバーが利用している部分は、汎用プロトコルである TCP/IP を利用しており、平成 20 年度以降、厚生労働省ネットワーク（共通システム）の準備状況を見極めながら、厚生労働省ネットワーク利用に切り替えることにより個別の回線の見直しを行う。

社会保険オンラインシステムの業務用として結んでいるネットワークのうち、メインフレームが使用している部分は専用プロトコルを利用しており、システム刷新に併せて平成 22 年度までに汎用プロトコルである TCP/IP に変更し、厚生労働省ネットワーク利用に切り替えることにより業務系の専用回線の見直しを行う。

(15) オンライン利用促進

電子申請等受付機能を電子政府の総合窓口（e-Gov）に統合する（平成 18 年度実施）。